

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成30年3月27日

在宅ワークのトラブル ～「利益保証」うたう契約に注意～

〈内容〉

ネットで「副業」を検索し、「未経験者でも大丈夫、月5万円の収入」という広告を見つけた。サイトに登録後、県内の営業所を案内され出向いた。海外のバイヤーが買い付けた人気のブランド衣料品を自分のホームページ上で販売する仕事で、パソコンだけあれば元手も要らないと勧められた。契約書を取り交わす段階になってホームページ作成と研修、サポートの費用50万円が必要と分かった。驚いたが売上げが30万円に達しなければ全額返金するというので契約し、代金はクレジット決済した。契約後半年たっても収入は一切ない。業者はノウハウは全て提供したのだから返金できないと言う。約束が違う。(20代、女性)

★ 消費生活センターからのアドバイス

- 若者に多い在宅ワークのトラブルが2種類あります。「アフィリエイト」は自分のサイト上で商品を紹介し、見た人が購入したら一定額の謝礼が支払われます。「ドロップシッピング」はメーカーや卸売業者から商品を集めた仲介業者が個人会員を募り、会員のサイトで販売させます。会員は仲介業者が決めた価格より高く売ればその差額が収入になります。事例は「ドロップシッピング」です。
- どちらもアクセス数を増やしたりするのに工夫や労力が必要で、サイトを作りサポートさえ受ければお金が稼げるものではありません。将来の利益を保証したり、返金保証をうたったりして多額の契約を誘う業者には注意しましょう。お金を支払う前に報酬規定や保証の前提条件、例外規定などを書面でしっかりと確認しましょう。
- 簡単にお金が稼げるなど甘い言葉を安易に信用しないでください。

※ おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

★ おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) … 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)



長崎市消費生活センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

※ 各町にも相談窓口があります